

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託に係る 企画提案書の募集要領

1 目的

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託を効果的に実施するための企画を募集する。

2 企画提案について

県内企業の人材ニーズに合わせた労働力確保による本県産業の継続的な発展・拡大を図るよう、後述する委託業務の内容を踏まえた上で、効果的な事業の実施方法や人員配置について提案してください。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、以下の業務および別添仕様書に記載の業務とします。

- (1) 共通業務
- (2) ふくいジョブステーション求職者支援部門運営業務
- (3) シニア人材活躍支援センター運営業務
- (4) ふくいプロフェッショナル人材戦略総合拠点運営業務

4 企画提案書について

(1) 企画の構成

第1章 基本方針

業務にあたっての基本方針を提示してください。

第2章 提案内容

求職者の就職を促進するため、上記3の委託業務の内容および別添仕様書を踏まえた上で、仕様書の内容を実現するための具体的な企画提案を記載してください。また、企画提案書の審査は(別紙)評価基準に基づいて行うため、同基準の内容を盛り込んでください。

ただし、以下の事項については、必ず提案の中に含めてください。

- ・配置予定の業務責任者、キャリアアドバイザー、就職コーディネーターの簡単な経歴と人物像について
- ・仕様書記載のスタッフ等の人員配置の他に、事業を円滑に進めるための具体的なバックアップ体制(人員体制)について
- ・キャリアアドバイザーや就職コーディネーターのスキルを維持するために行う研修等の具体的な内容について
- ・委託先候補者決定日(令和8年3月23日(月)頃を予定)から業務開始日(令和8年4月1日(水))までの準備期間の具体的なスケジュールについて
- ・各業務の年間業務計画やスケジュールについて

- ・求職者支援に関する国または地方自治体からの受託経験について
- ・利用者情報の管理システムやセキュリティ保持について
- ・チャット相談システムにおいて使用するシステムおよび運用方法について
- ・ふくいジョブステーション、ミニジョブステーション、シニア人材活躍支援センター、ふくいプロフェッショナル人材戦略総合拠点の利活用等を促進させるための具体的な方法について
- ・その他、仕様書の内容を実現するための具体的な提案等について

第3章 経費

今回の業務に関する費用の概算額およびその内訳

委託予定額 76,442,984円(消費税および地方消費税を含む)のうち、仕様書別添に掲げる業務ごとに下表のとおり、経費の上限を設けるため、業務ごとに経費を分けて詳細に記載してください。また、消費税は10%とし、業務ごとに全ての経費に一括して課税した額を計上して記載してください。当該条件は、必須ですので企画提案書の作成の際には、御注意願います。

業務名	経費の上限 (消費税および地方消費税を含む)
ふくいジョブステーション求職者支援部門運営業務【別添1】	34,946,092円
シニア人材活躍支援センター運営業務【別添2】	12,385,563円
ふくいプロフェッショナル人材戦略総合拠点運営業務【別添3】	29,111,329円

※仕様書【共通業務】に係る経費については、各業務の経費に適切に按分を行い、計上を行うこと。

第4章 実施体制

体制図を用いて、責任者等具体的に記載してください。

(2)提出方法

持参、郵送または電子メールで提出すること。

※ 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用してください。また、電子メールで提出する場合は、送信後、電話にて到達の確認を行うこと。

提出部数： 正本1部 副本9部(A4判縦長用紙、横書き、左とじ)

提出場所： 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部労働政策課 産業人材室

(3)提出期間

令和8年3月9日(月)から令和8年3月10日(火)の午前9時から午後4時までに必ず到着させること。

(4)その他

- ① 提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。
- ② 提出された企画提案書は返却しません。
- ③ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。

5 応募方法等について

(1)応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者としてします。

- ① 福井県内に事業所を有していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者(令和8年3月2日(月)時点で、登載されている者を含む。)であること。
- ④ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑦ 県税に滞納がないこと。

(2)応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付します。

① 交付期間	令和8年2月16日(月)から令和8年3月2日(月)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)午前9時から午後4時まで
② 交付場所	福井県産業労働部労働政策課(県庁4階)
③ 交付資料	ア 令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託に係る企画提案書の募集要領 イ 令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託仕様書 ウ 委託契約書(案)
④ 交付方法	福井県産業労働部労働政策課(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1)での手交、福井県労働政策課のホームページ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/wakamono.html に掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

(3)参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとします。

① 提出期限	令和8年3月2日(月)午後4時(必着)で持参または郵便等で提出すること。(ただし、土曜日、日曜日および休日は除きます。)
② 提出方法	持参、郵送または電子メール等 (郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。また、電子メールで提出する場合は、送信後、電話にて到達の確認をお願いします。)
③ 提出先	福井県産業労働部労働政策課産業人材室(県庁4階)
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書(募集要領・別紙様式2) イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類 (企業案内等・大きさは任意) エ 法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し オ 県内に本社がない法人については、県税事務所または嶺南振興局に提出した法人の設立・異動関係届出書の写し カ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し キ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書(公告日以降に発行されたもの) ク 応募資格誓約書(募集要領・別紙様式2-2)

(4)応募先および問い合わせ先

- ①名称 福井県産業労働部労働政策課産業人材室
- ②所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- ③連絡先 電話 0776-20-0390(直通)
FAX 0776-20-0648
電子メール rousei@pref.fukui.lg.jp
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(5)応募資格審査の結果通知

上記(3)により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかのチェックを行い、その結果を令和8年3月4日(水)までに電子メールなどで連絡をします。

(6)応募資格要件が満たなかった者に対する理由説明

企画提案参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知します。

6 募集に関する質問

質問は、必ず募集要領・別紙様式1「企画提案募集に関する質問票」により、令和8年2月25日(水)午後4時までに福井県産業労働部労働政策課 産業人材室あてに提出してください。(FAX、電子メール可)

回答は、令和8年2月27日(金)までにFAXまたは電子メールにより応募者全員に行います。

ただし、審査に影響しない軽微な質問については、口頭により質問者のみに回答する場合があります。

7 委託先候補者の選定等

(1)選定審査の実施

提出された企画提案書は、令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託選定委員会(以下「委員会」という。)において、プレゼンテーション(ヒアリングを含む。)による審査を実施します。

なお、災害等不測の事態の発生により、書面審査になる可能性もあります。

(2)審査方法

委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容(独創性、実現性、効果、実施体制、経費等)について、企画提案申込者によるプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、(別紙)評価基準により委員会で公正な審査を行います。

【プレゼンテーション】

- ・日時、場所の詳細は別途通知します。
- ・プレゼンテーションは、各応募者 40 分(説明時間を30分、質疑時間を10分)とします。
- ・各応募者のプレゼンテーション当日の時間は、企画書の受付順とします。

(3)委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定します。ただし、各委員の評価点の合計が6割未満である場合は別途協議を行い、選定しません。

(4)選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知します。

8 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行います。協議が整い、かつ令和8年度予算が成立した場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

- (1)委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき

- (2)財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき
- (3)その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

9 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めません。ただし、必要により一部を再委託する場合は、福井県に協議の上、その承諾を得るものとします。

10 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、県担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとします。なお、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとします。

11 その他

- (1)書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。
- (2)企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (3)本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはいけません。

(募集要領・別紙様式1)

令和 年 月 日

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託
企画提案募集に関する質問票

福井県産業労働部労働政策課 産業人材室 あて

FAX 0776-20-0648

E-mail:rousei@pref.fukui.lg.jp

提出期限 令和8年2月25日(水)

応募者名	
担当者の職・氏名	
TEL / FAX	
E-mail アドレス	
【質問内容】	

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託企画提案参加申込書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

応募者名称

代表者職・氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

1 応募者の概要

県内事業所の所在地			
担当者	役職・氏名		
	連絡先	電話: E-MAIL:	FAX:
設立年月日			
業 種			
主な事業内容			
従業員数		人(うち正社員 人)	

2 添付書類

- (1)福井県競争入札参加資格通知書の写し
- (2)企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意)
- (3)法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については、個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- (4)県内に本社がない会社については、県税事務所、個人事業主については嶺南振興局に提出した法人の設立・異動関係届出書の写し
- (5)直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し
- (6)県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- (7)応募資格誓約書(募集要領・別紙様式2-2)

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託応募資格誓約書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

応募者名称

代表者職・氏名

令和8年度福井県産業人材マッチング支援業務委託企画提案の参加申込みに当たり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 福井県内に事業所を有していること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者(令和8年3月2日(月))時点で、登載されている者を含む。)であること。
- 4 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- 5 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- 7 県税に滞納がないこと。

(募集要領・別紙) 評価基準

評価項目		配点
全体	基本方針	・業務にあたっての基本方針が、事業の目的や趣旨・課題等を把握した上で設定されているか。 10
組織体制 ・ 活動実績	①人員配置	・業務責任者をはじめとした人員配置が、業務の目的を達成するにあたり、十分な経験と実績を有しているか。また、事業を円滑に進めるためのバックアップ体制（代替員を含めた人員体制）が整っているか。 15
	②業務スケジュール	・各業務ごとの業務計画やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり適切かつ効果的に設定されているか 10
	③同種業務の実績	・求職者支援や中小企業支援に関する国または地方自治体からの受託経験やノウハウを有しているか。 5
	④利用者情報管理	・個人情報管理のセキュリティは高いものとなっているか。また、利用者層の動向、就職状況、また相談内容の傾向など、利用状況の分析の提案が優れているか。 15
企画 提案内容	実施内容	・全体として、本事業の趣旨を理解した上で、提示した事業を効果的に実施するための提案がなされているか。 15
		・広報・周知に関する企画が適切かつ計画的で、各機関の認知度を向上させ、利用を促進させる効果的な内容が提案されているか。 10
		・事業の効果的実施に必要な「関係機関（事業）との連携・協力体制」が図れる内容となっているか。 10
		・キャリアアドバイザーをはじめとするスタッフ等がスキルを維持するための研修の機会などが充実し、その内容が適切か。 5
	①ふくいジョブステーション求職者支援部門運営業務	・昨今の雇用情勢を踏まえ、求職者の就職および企業の人材確保・定着・育成に関する課題分析ができており、それに沿った解決策としての業務提案ができていないか。 ・チャット相談システム等について効果的な運用が提案されているか。 ・近年、減少傾向にある若年層の利用者数を増加させるための、具体的な提案がなされているか。 ・利用者ニーズを把握するための手法について、具体的な提案がなされているか。 35
	②シニア人材活躍支援センター運営業務	・求人開拓の手法について、関連機関と連携を取るなどして、利用者ニーズが高い業種から求人を得られるよう努めるものとなっているか。 ・職業紹介・マッチング、求人開拓が成果目標を達成できる内容となっているか。 ・合同企業面接会の開催について、効果的な集客方法を提案できているか。 ・近年、減少傾向にあるセンター利用者数を増加させる方法について、具体的な提案がなされているか。 ・利用者ニーズを把握するための手法について、具体的な提案がなされているか。 20
	③ふくいプロフェッショナル人材戦略総合拠点運営業務	・企業訪問やフォローアップについて、成果目標が達成可能な提案内容となっているか。 ・開催するセミナーが県内企業に対して、首都圏等に在住するプロフェッショナル人材の活用に興味を持ってもらえるよう内容が工夫されているか。 35
追加提案	・仕様書の内容を超え、提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が提案され、その内容が優れているか。 10	
見積金額・経費	・提案内容における費用対効果が適切か。また、提案内容が実現可能な経費内訳となっているか。 5	
合計		200